

芳賀地区広域行政事務組合新斎場建築設計公募型プロポーザル
に関する質問回答書

令和 8 年 7 月 2 7 日公表

No.	項目	質問内容	回答
1	様式 1 - 2	会社組織図については、弊社で独自に作成している会社組織図の提出に替えてもよろしいでしょうか。	そのようにご提出いただいて差し支えありません。
2	様式 1 - 4	配置する技術者が従事した立場を確認する資料として、受注者が作成した業務体制表や、独自に作成した従事証明書に社印を押印したものを提出することに替えることは可能でしょうか。	そのようにご提出いただいて差し支えありません。
3	参加表明書の作成 要領・2各書類作成 時の留意事項(3) 様式1-4	「栃木県内の公共施設（延床2,000㎡以上）の設計実績（直近の1件）」とありますが、公的病院（公的医療機関が運営する病院・日本赤十字社の病院）も対象と考えて宜しいでしょうか。	公的病院については対象外になります。
4	実施要領・P7・別 表2契約候補者を選 定するための評価 項目(1) 一次審査 + 価格評価	3.価格評価として「(1) 参考見積金額」とあります。ここで対象とされる参考見積書は、「設計業務の参考見積書」と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領・P3・4 参加資格	「管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とすること」とあります。 専任とは管理技術者と主任担当分野、主任担当分野と主任担当分野など他分野の担当と兼任しないという理解で宜しいでしょうか。	専任とは「本業務内の技術者を兼任することができない」という意味であり、管理技術者は他の技術者を兼任できません。また、建築分野の主任担当技術者も他の技術者を兼任できません。ただし、建築分野以外の主任担当技術者同士での兼任は可能です。
6	実施要領・P5・6 審査及び契約候補 者の選定等	2次審査で行われるヒアリング審査の評価ウェイト、評点があればご教示ください。	実施要領7頁の別表2に記載のとおりです。
7	業務委託特記仕様 書・P1・2業務委 託の範囲	基本設計及び実施設計で、「カ. レイアウト計画及び設計に関する業務」という規定があります。業務の概要をご教示ください。	建物内外の配置など、通常標準業務に含まれる業務内容と解釈していただいて結構です。
8	業務委託特記仕様 書・P1・2業務委 託の範囲	基本設計及び実施設計で、「敷地造成工事の設計業務」が含まれています。どの程度の造成工事を想定されているのか概要をご教示ください。	整備用地（約1ha）内の伐採、伐根、整地となります。

9	業務委託特記仕様書・P2・2業務委託の範囲	計画通知申請手続き業務について、スケジュールや計画内容によっては、確認申請手続き業務と読み替えても宜しいでしょうか。	読み替えていただいて差し支えありません。
10	業務委託特記仕様書・P2・2業務委託の範囲	その他、会議や住民説明会等に必要な資料の作成及び出席について想定されている会議の種別と開催頻度、及び住民説明会等の開催頻度をお知らせください。	正副組合長会議、副市町長会議、組合議会、地元住民に対する説明会等になります。 開催頻度は年に数回程度となりますが、毎回出席を求めるものではなく、重要事項の報告等がある場合に、出席を求める可能性があります。
11	プロポーザル実施要領 4(7)～(9)	各技術者の掲載できる実績は、その実績の管理技術者や主任技術者ではなく、担当者としての実績でも問題ないでしょうか。また、上記が可能な場合は従事証明書を実績資料として提出してもよろしいでしょうか。	担当技術者としての実績でも問題ありません。 また、従事した立場が確認できる資料として、従事証明書の提出でも差し支えありません。
12	プロポーザル実施要領 4(10)	「管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とすること。」とありますが、専任とは他の主任担当技術者と兼務できない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No.5の回答もご参照ください。
13	プロポーザル実施要領 6(2)ウ	審査結果はホームページに掲載されますと記載されていますが、一次審査及び二次審査の結果の両方が掲載されるという理解でよろしいでしょうか。	一次審査結果は参加者全員に通知し、ホームページへの掲載はしません。二次審査の結果のみホームページに掲載します。
14	参加表明書の作成要領 1(1)イ	イには提出1部、別紙1には10部作成と記載がございます。どちらが正しいかご教示ください。	別紙1は誤記となりますので、1部のみご提出ください。
15	様式1-1 参加表明書	2.その他（参加表明に当たり、特筆すべき事項があれば記入）とありますが、記載内容をご教示願います。（例えば、県内での実績や火葬場の受賞歴を記載するなど）	参加表明書の提出にあたり、補足したい点がある場合に記載してください。 特に無い場合は、空欄で構いません。 なお、本欄は評価に影響するものではありません。
16	別紙1 参加表明書における提出書類一覧	参加表明書確認資料の契約書、業務内容、業務実績について、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）業務カルテ情報・業務実績情報を提出することによろしいでしょうか。（別添参考例）	そのようにご提出いただいて差し支えありません。

17	別紙1 参加表明書 における提出書類 一覧	管理技術者、照査技術者、主任技術者選任 通知等の提出を求められていない業務の場 合、実績が確認できる資料を添付すると考 えてよろしいでしょうか。（例えば、設計 図面、確認申請書、の設計者記載情報）	実績が確認できる資料であれば、差し支え ありません。
18	別紙1 参加表明書 における提出書類 一覧	業務実績が確認できる資料とは、確認が可 能ならば作成要領に記載されていない確認 資料でもよろしいでしょうか。（例えば、 特定行政庁に有る建築計画概要書）	実績が確認できる資料であれば、差し支え ありません。
19	別紙1 参加表明書 における提出書類 一覧	雇用関係が確認できる資料（健康保険証の 写し等）とありますが、健康保険証に代わ るものとして、雇用証明書（会社発行）等 でよろしいでしょうか。	雇用証明書等でも差し支えありません。
20	実施要領・3P・ 4参加資格（1 0）	管理技術者及び建築分野の主任担当技術者 は専任とすることとあります。管理技術者 と建築主任担当の兼務は不可と理解してよ ろしいでしょうか。 専任は現在進行中案件もあることと、この 規模の案件に専任で配置することはできま せん。また他斎場設計を重ねることで技術 力の向上を図っております。評価に実績を 求めるのもその意図があるからだと思いま す。	No.5の回答をご参照ください。
21	実施要領・6P・ 別表1・技術者の 業務実績評価	各担当の評価について同じ立場で従事した 実績が満点扱いになるのでしょうか。 その場合記載は3件ですが満点は5点になっ ております。 どのような配分なのかお教えてください。	各技術者の業務実績の評価については、建 物の用途や従事した立場等に着目し、総合 的に審査を行い決定します。
22	参加表明書の作成 要領・業務実績	今回設計業務のプロポーザルですが、業務 実績の期間は竣工を求められています。し かし実績としては実施設計業務を求めてい ますので実施設計業務が終了しているもの も実績評価に加えていただけないでしょ うか 最近の実績の方が近年の斎場施設に沿うよ うに思います	建築工事が完了し、竣工している設計実績 を記載してください。

23	特記仕様書、P1、 2業務委託の範囲	業務委託の範囲の中に敷地造成工事の設計業務がありますが、本施設の建設は開発行為に該当しないと考えて良いでしょうか。また真岡市開発指導要綱の協議も不要と考えてよろしいでしょうか。設計料の算出が変わりますので教えてください。	本施設は、開発行為には該当しません。ただし、適用除外の認定を受けるため、真岡市の開発指導担当との設計上の協議を要します。
24	実施要項、P2、 4参加資格	管理技術者の要件として国、特殊法人、地方公共団体発注の火葬場とありますが、都内の多くの火葬場は民間による火葬場です。民間による火葬場を管理技術者の要件に含めてよろしいでしょうか。	参加表明書の作成要領「2 各書類作成時の留意事項(4)様式1-5」に記載のとおり、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した設計実績を記載してください。
25	参加表明書の作成要領 2 各書類作成時の留意事項(4)様式1-5	管理技術者の設計実績について、発注機関として国、特殊法人、地方公共団体の指定がありますが、PFI事業の場合、特定目的会社と設計・工事監理業務の契約を結ぶことになると思いますが、PFI事業の実績も評価対象になると理解してよろしいでしょうか。	国、特殊法人、地方公共団体からの直接発注でないため、実績として認められません。
26	実施要領 4 参加資格(7)及び参加表明書の作成要領 2 各書類作成時の留意事項(4)様式1-5	管理技術者の実績について、実施要領ではア～ウのいずれかの要件を満たすと記載されていますが、参加表明書の作成要領では斎場の設計実績が優先され、斎場の実績3件がなければ2,000㎡以上の実施設計の実績を記載するよう書かれており、斎場の実績と2,000㎡以上の実績が混在しても良いと読めるのですが、参加資格の実績要件は「実施要項」と「参加表明書の作成要領」のどちらになるのでしょうか。	参加資格における管理技術者の実績要件は、実施要領の4 参加資格(7)ア～ウのいずれかの実績になります。 評価項目である業務実績(様式1-5④)については、参加表明書の作成要領「2 各書類作成時の留意事項(4)様式1-5」に記載のとおり、火葬場用途建物の実績から優先的に記載してください。
27	実施要領 別表1	主任担当技術者のうち、「構造」、「電気設備」、「機械設備」については、資格と経験年数のみを記載して様式1-8をご提出することになっておりますが、別表1を確認すると「構造」、「電気設備」、「機械設備」は評価されないように見られますが、今回は評価対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

28	参加表明書の作成 要領 別表 1 様式1-5～7	管理技術者、照査技術者、主任担当技術者(建築)の「業務の実績(従事した立場)が確認できる資料」について、「管理技術者専任通知書等の写し」との記載がありますが、立場を確認できる資料として会社が発行する従事証明書も認めていただけないでしょうか。	会社で発行する従事証明書等でも内容が確認できる書類であれば、添付していただいても結構です。
29	別添1参加表明書作成要領 別紙1 様式 1 -2	ISO認証及びZEBプランナー登録は一次・二次審査の評価対象でしょうか。対象なら評価項目はどこになるでしょうか、ご教示ください。	一次・二次審査の評価対象であり、評価項目は、実施要領の別表 1、別表 2 とともに区分 1 「会社内容及び業務実績」になります。
30	実施要項4参加資格 (6)	ここでいう「竣工」とは、建築工事の完成日、または設計業務の完了日のいずれを基準とするのでしょうか、ご教示ください。	建築工事の完成日になります。
31	実施要領・P2,P3	(10)管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とありますが、照査技術者と管理技術者は兼任でよろしいでしょうか。	照査技術者と管理技術者の兼任はできません。
32	参加表明書 様式 1 - 4	炉数 6 基以上が 7 件無い場合は、それ未満の炉数を記載してもよろしいでしょうか。	6 基以上のもののみ記載してください。
33	実施要領 P2 4 参加資格 (6)及び(7)	求められている実績について、JVやPFI事業での設計実績も含めてよろしいでしょうか。	JVで受注の場合は、代表者での実績のみ認めるものとします。 PFIについては、No.25の回答をご参照ください。